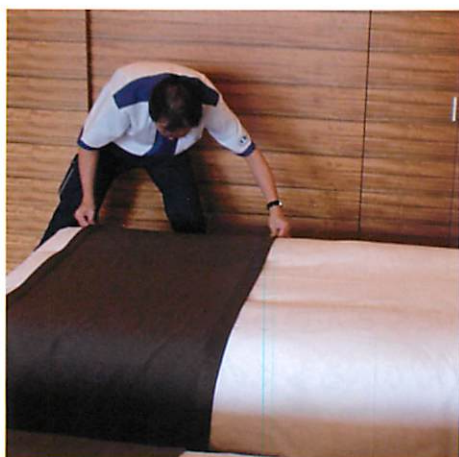


ジョブ アンド ライフ

働きたい障害者と雇用したい企業の橋渡しを行います



障害者支援センター「ぽけっと」

はじめに

私たちは、障害のある方々の就労支援機関（障害者就業・生活支援センター）として、国（厚生労働省） 県（神奈川県） 市町（県西2市8町）からの委託を受け、県西エリアを中心に、ハローワークと日々連携しながら障害のある方々の就労支援を行っております。

障害のある方々でも、ご自身の努力や企業側の理解、そして支援機関のちょっとした声かけにより、ご自身の働く力を最大限に活かし、職業人として立派に働いている方がたくさんいらっしゃいます。そして、私たちのセンターには就職を望んでいる多くの障害のある方が登録をして就職活動を行っており、私たちはその方々の就職に関しての願いを受け止め、サポートを行っています。

今般、このような状況を踏まえ、障害者の一般就労の促進と障害者雇用についての意識啓発を行うことや、新たな障害のある方々の就労及び職場実習の受け入れ先の開拓を目的に、このたび「小田原市障害者職場開拓事業」の委託を受けてリーフレット「ジョブアンドライフ」～働きたい障害者と雇用したい企業の橋渡しを行います～を作成いたしました。

ありがとうございました。

障害者支援センター「ぽけっと」

障害者支援センター「ぽけっと」とは？

障害のある方の就職や生活の相談、企業の障害者雇用の相談などに応じます（無料）

① 就労に向けての相談支援

就職相談、職場での悩みなど困っていることの相談を受けます。

② 就労に向けての準備支援

関係機関等での訓練紹介、ハローワークでの求人登録、求職活動（職場開拓）、ジョブコーチによる実習の支援。ワークサンプルを使用しての準備訓練を実施しております。

③ 職場定着支援（フォローアップ）

職場訪問をして、職場のさまざまな悩みの相談に乗り定着できるように支援します。

④ 生活支援（余暇支援）

就業に伴う生活上の悩みや困っていることの相談、アドバイスを行います。
オープンスペース（月一回）の開設や定期的にサークル活動を実施しています。

⑤ 企業支援

障害のある方たちを採用される際の相談を受けます。
雇用後のアドバイス、助成金、ジョブコーチ



対象地域

小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡にお住まいの方で、就職を希望される方。
障害種別は問いません。

「ぽけっと」概要

機関名	障害者支援センター「ぽけっと」
実施事業名	【国・県事業】障害者就業・生活支援センター （雇用安定等事業）（生活支援事業） 【県・2都市8町事業】地域就労援助センター事業
実施機関名	社会福祉法人よるべ会（第1号職場適応援助者助成金受給認定法人）
住所	神奈川県小田原市曾比 1786-1 オークプラザⅡ
TEL	0465-39-2007
FAX	0465-36-0030
メールアドレス	sy4s-p@gamma.ocn.ne.jp
ホームページ	http://www.hataraku-kurasu.jp/

アクセス

交通のご案内

【電車】
小田急小田原線栢山駅
から徒歩2分

【お車】
県道怒田・開成・小田原線
※駐車場あります。

法改正 障害者雇用促進法

障害者雇用促進法は、**労働法**のひとつ。

- ✓ 目的 **障害者の雇用**の安定と確保。
- ✓ 対象 **障害者、企業**
- ✓ 主な措置 **雇用義務制度**
納付金制度
職業リハビリテーションの実施

企業は障害者を雇用する義務がある
雇用義務制度 対象：企業（事業主）

- ✓ 対象は30時間以上働く常用労働者
- ✓ 期間限定の契約社員でもOK
- ✓ 重度障害者は1名を2名と数える
ダブルカウント制

現在の法定雇用率 **1.8%**
民間企業
(対象労働者数56人以上の規模)

特殊法人・独立行政法人（対象労働者数48人以上の規模）	2.1%
国・地方公共団体（除外職員を除く職員数が48人以上の機関）	2.1%
都道府県等の教育委員会（除外職員を除く職員数50人以上の機関）	2.0%

障害者雇用促進法は...

01

概ね**5年ごと**に見直し。

法律が改正される。

改正された法は、**段階的に施行**。

現在、**平成19年**の改正が順次、施行中。

今年大きく「障害者雇用促進法」が変わりました

02

→平成19年の改正～今後の施行スケジュール

平成22年7月1日施行

- ✓ 短期労働者の雇用率算入
- ✓ 納付金制度の対象拡大 第1段階
- ✓ (政省令) 除外率の引き下げ
本法の対象除外となる業種が28へと減

平成27年4月1日施行

- ✓ 納付金制度の対象拡大 第2段階

短期時間労働者の雇用率参入で パートタイムやアルバイト (週20時間～30時間未満) もカウント

平成22年7月1日施行

03

1.8

← 分子の働く障害者数も増える
短時間労働者は1人につき0.5とカウント

100

← 分母の対象労働者数が増える
雇用期間6カ月以上

7月1日以降、雇用率はこうカウントする。

		1週間の労働時間	
		30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者		1カウント	0.5カウント
	重度	2カウント	1カウント
知的障害者		1カウント	0.5カウント
	重度	2カウント	1カウント
精神障害者		1カウント	0.5カウント

今回の
改正点！

納付制度の対象拡大

04

対象が、常用雇用労働者301人以上の企業から中小企業へ拡大

平成22年7月1日施行

第1段階

法定雇用率に満たない企業
常用雇用労働者 201名～300人



徴収

不足1人当たり 月額4万円

平成27年4月1日施行

第2段階

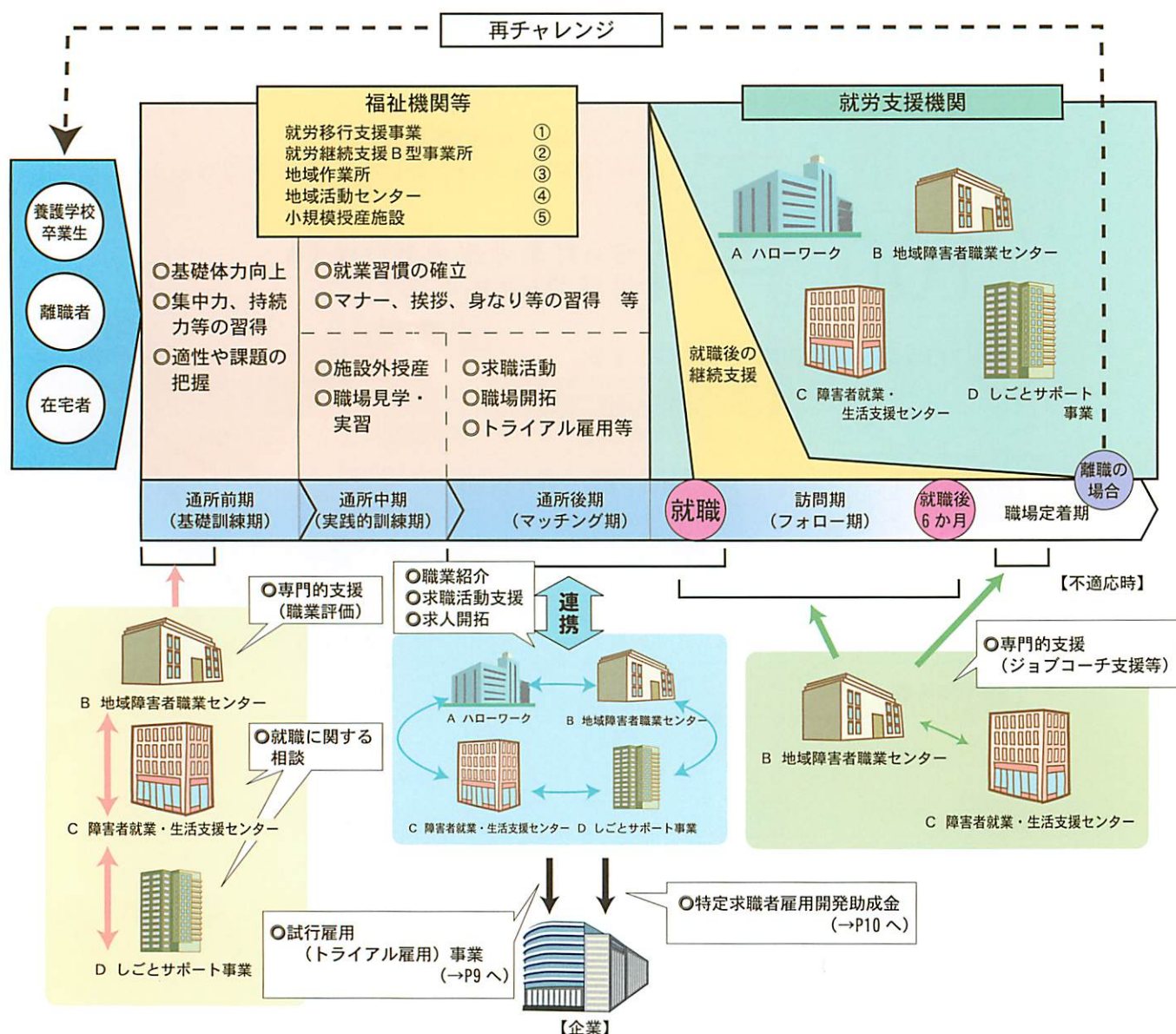
法定雇用率に満たない企業
常用雇用労働者 101名～200人



徴収

不足1人当たり 月額4万円

雇用までの大まかな流れ



● 福祉機関

就労移行支援事業所

一般就職を希望する障害のある方に対して、一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、障害者の適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援などを行う事業所です。

就労継続支援事業所

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を供与することを行う事業所です。

地域作業所

主に就労することが困難な障害のある方が、個々の特性をいかして、日々の生活、受注事業や手作り商品の製作などさまざまな活動を通じて、社会参加や自立した活動を行う事業所です。

地域活動センター

障害のある方が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう通所してもらい、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図る事業所です。

神奈川県西エリア (小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町 南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)

① 就労移行支援事業所

事業所名	所在地	TEL	FAX
梅香園	小田原市蓮正寺 6 4 7 - 5	0465-37-0181	0465-37-0182
ほうあん第一しおん	小田原市根府川 3 8 9 番地	0465-29-0146	0465-29-0705
ほうあんのぞみ	小田原市浜町 1 - 2 - 1 5	0465-22-8837	0465-22-8089
中沼コスモス学園 ジョブセンター	南足柄市中沼 8 3 2 番地	0465-72-0880	0465-72-0900

② 就労継続支援B型事業所

事業所名	所在地	TEL	FAX
えりむ	小田原市城山 1 - 6 - 1 8	0465-32-1408	0465-32-1408
小田原アシスト	小田原市東町 4 - 1 1 - 2	0465-30-1560	0465-30-1771
第2小田原アシスト	小田原市東町 4 - 4 - 5	0465-34-7555	0465-31-0521
おりーぶ	小田原市西大友 2 0 8 - 7	0465-37-1175	0465-37-1175
かのん	小田原市板橋 1 5 5 - 1 3	0465-23-5717	0465-20-7540
梅香園	小田原市蓮正寺 6 4 7 - 5	0465-37-0181	0465-37-0182
ほうあん第一しおん	小田原市根府川 3 8 9 番地	0465-29-0146	0465-29-0705
よるべ沼代	小田原市沼代 8 6 5 - 1	0465-43-1147	0465-43-1163
たんばぼ就労継続支援事業所	足柄下郡湯河原町城堀 5 7 番地の 6	0465-64-0038	0465-64-0038
県西福祉センター	南足柄市三竹 7 4 0 - 3	0465-73-5540	0465-73-5546
中沼コスモス学園 ジョブセンター	南足柄市中沼 8 3 2 番地	0465-72-0880	0465-72-0900
パン工房ハッピー	南足柄市沼田 1 0 8 - 1	0465-72-3033	0465-72-3033
ブリアデス	南足柄市関本 3 6 8	0465-71-0158	0465-72-1850

③ 地域作業所

事業所名	所在地	TEL	FAX
NPO 法人おだわら虹の会ありんこホーム作業所	小田原市浜町 4 - 2 9 - 1	0465-24-5486	0465-24-5486
NPO 法人おだわら虹の会第2ありんこホーム作業所	小田原市扇町 2 - 3 1 - 5 扇町マンション 1 階	0465-35-8393	0465-35-8393
NPO 法人おだわら虹の会第3ありんこホーム作業所	小田原市鴨宮 4 2 5	0465-48-8269	0465-48-8269
NPO 法人かもめの家作業所	小田原市板橋 1 0 2	0465-24-1931	0465-24-1931
NPO 法人第二かもめの家作業所	小田原市小八幡 4 - 1 2 - 1 6	0465-49-2122	0465-49-2122
NPO 法人第三かもめの家作業所	小田原市堀之内 1 4 4 - 3	0465-37-2727	0465-37-2727
NPO 法人わかば会障害者地域作業所わかば会	小田原市前川 1 8 3 - 1 3	0465-48-5352	0465-48-5352
NPO 法人障害者地域作業所 ゆう	小田原市東町 1 - 3 2 - 2 9	0465-57-0768	0465-57-0768
アークスせせらぎ	小田原市蓮正寺 8 2 7 - 1	0465-37-2116	0465-37-2116
第二せせらぎ	小田原市中町 3 - 5 - 1 0	0465-23-5085	0465-23-5085
NPO 法人小田原なぎさ会小田原なぎさ作業所	小田原市南鴨宮 2 - 1 7 - 1 2	0465-47-4513	0465-47-4513
真鶴町地域作業所ひまわりの家	足柄下郡真鶴町真鶴 4 2 8	0465-68-6733	0465-68-6733
中井町地域作業所はたのの家	足柄上郡中井町雑色 3 1 - 4	0465-80-1511	0465-80-1512
大井町障害者地域作業所ほほえみ	足柄上郡大井町金子 1 9 6 4 - 1 大井町保健福祉センター内	0465-83-8013	0465-83-8016
松田町地域作業所すみれの家	足柄上郡松田町松田惣領 1 7 - 2 松田町健康福祉センター内	0465-83-7394	0465-85-1235
山北町地域作業所やまなみ工芸	足柄上郡山北町山北 1 4 2 5 - 3	0465-75-1449	0465-75-1449
開成町障害者地域作業所れんげの会	足柄上郡開成町吉田島 1 0 4 3 - 1 福祉会館	0465-82-1499	0465-82-1499
地域作業所合力の郷	足柄上郡開成町吉田島 1 6 1 2	0465-84-1931	0465-84-1931

④ 地域活動センター

事業所名	所在地	TEL	FAX
ひつじの家	小田原市城山 1 - 6 - 1 8 1F	0465-32-1408	0465-32-1408
NPO 法人やまばと地域活動支援センターやまばと	足柄下郡箱根町宮城野 1 0 2	0460-82-1722	0460-82-1722
自立サポートセンタースマイル	南足柄市関本 4 0 3 - 2 りんどう会館 2 階	0465-71-0117	0465-72-4160

⑤ 小規模授産施設

事業所名	所在地	TEL	FAX
小田原スプリングス	小田原市東町 3 - 1 2 - 4 2	0465-30-1033	-
ワークピアさつき	南足柄市関本 4 0 3 - 2 南足柄りんどう会館内	0465-74-9292	0465-73-5688

● 就労支援機関

A ハローワーク 国の機関

ハローワークでは、就職を希望する障害のある方に対して、専門の職員・職業障害者の求職登録相談員がケースワーク方式により、障害の態様や適性、希望職種等に応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導を実施しています。県西障害保健福祉圏域には、ハローワーク小田原、ハローワーク松田の2箇所があります。

名称	所轄地域	郵便番号	所在地	TEL
ハローワーク小田原	小田原市、足柄下郡	〒250-0012	小田原市本町1-2-17	0465-23-8609
ハローワーク松田	秦野市、南足柄市、足柄上郡	〒258-0003	足柄上郡松田町惣領2037	0465-82-8609

B 地域障害者職業センター 国の機関

障害者一人ひとりのニーズに応じて、職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施しています。職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業はたいへん活用されている制度です。神奈川県では神奈川障害者職業センターがその機関となります。

名称	郵便番号	所在地	TEL	FAX
神奈川障害者職業センター	〒252-0315	相模原市南区桜台13-1	042-745-3131	042-742-5789

C 障害者就業・生活支援センター 国の機関

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。県西障害保健福祉圏域には、障害者支援センター「ぼけっと」が事業を行っています。近隣では、平塚、戸塚、横須賀、海老名などに同じセンターがあり、その地域を中心に担当しています。

名称	郵便番号	所在地	TEL
障害者支援センター「ぼけっと」	〒250-0851	小田原市曾比1786-1 オークプラザII	0465-39-2007
よこすか障害者就業・生活支援センター	〒238-0041	横須賀市本町2-1 横須賀市立総合福祉会館4F	046-820-1933
障がい者就業・生活支援センター サンシティ	〒254-0041	平塚市浅間町2-20 藤和平塚コープ1F	0463-37-1622
障害者就業・生活支援センター ぼむ	〒243-0401	海老名市東柏ヶ谷3-5-1 ウエルストーン相模野103	046-232-2444
横浜市障害者就業・生活支援センタースタート	〒244-0003	横浜市戸塚区戸塚町4111 吉原ビル2F	045-869-2323
湘南障害者就業・生活支援センター	〒253-0021	茅ヶ崎市浜竹3-4-38 ミネオビル1F	0467-88-6411
川崎障害者就業・生活支援センター	〒211-0063	川崎市中原区小杉町3-264-3 富士通ユニオンビル3F	044-739-1294

D しごとサポート事業 県の機関

身近な地域で、一般企業等で働くことを希望する障害者の就職から職場定着までを、「障害者しごとサポーター」がさまざまな関係機関と連携しながら、支援する事業です。企業の雇用管理等や福祉施設における支援の経験者を「障害者しごとサポーター」として、地域ごとに2名ずつ配置しています。

名称	所轄地域	郵便番号	所在地	TEL
神奈川県障害者しごとサポート事業	小田原市、足柄市、足柄上郡、足柄下郡	〒254-0073	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎 別館 かながわ労働センター湘南支所	0463-22-2711

E 障害者就労支援専門員設置事業 小田原市

小田原市障害福祉課に障害者就労支援専門員を配置し、障害者からの就労に関する相談に応じます。

名称	所轄地域	郵便番号	所在地	TEL
障害者就労支援専門員設置事業	小田原市	〒250-8555	小田原市荻窪300番地 小田原市福祉健康部 障害福祉課	0465-33-1467

雇用事例 小田原

株式会社カネボウ化粧品 技術部門小田原工場

お話・・・製造部 就業推進係 関野 之法さん

株式会社カネボウ化粧品技術部門小田原工場では、当社商品の約90%の中味を生産する主力工場です。事業場内には17名の障がいを持つ方が在籍し雇用率は3.38%と事業場として高い雇用率を維持しています。

3.38%の高い雇用率・皆で協力し良い製品を作る



工場で働く加川さん

工場には2号職場適応援助者を配置し、支援機関と連携を取り支援体制を充実させています。従業員全員が働く仲間として、皆で協力し、良い製品を作る。この観点から障がいのある方と一緒に働く、自然な支援環境づくりを進めています。

加川貴大さんは、工場の生産ラインで働いています。昨年11月から3ヶ月間のトライアル雇用を経て、現在、安定した社内生活を送っています。トライアル期間中は慣れない環境と生産ラインのスピードの速さに圧倒され、落ち込んでしまった時もありましたが、加川さんに合った作業配置で作業環境にも慣れ、今では、安定した作業を行っています。

また、社内生活では、昼休に仲間と楽しく会話し、明るい笑顔で受け答えをしている加川さんです。春には花見、夏には夏祭り、秋には慰安旅行、冬には忘年会や様々なイベントへの参加も楽しみの一部です。

加川さんの、これからの活躍を期待しています。



加川さん（左）と関野さん（右）

雇用事例 湯河原

せいらいんそう
青戀荘

お話・・・社長室長 吉井 源太郎さん

武田正夫さんを雇用するきっかけとなったのは、2008年に職業安定所や支援機関からの推薦があり、実習を経て雇用となりました。

仕事への姿勢は見習う点が多く・今後も一緒にやっていきたい



武田さん（左）と吉井さん（右）

仕事の内容は、主に洗い場と館内清掃をお願いしています。

雇用してみでの印象は、仕事に対する誠実さと、人との関わり方のシンプルさに感心いたしました。

武田さんの仕事に対する姿勢は見習うべき点も多く、今後もお互い仲間として高めあい、一緒にやっていきたいと考えております。

業種からいわゆる“中抜け”が必要となる事もあり、安定した雇用にはつながりにくい部分もありますが、チャンスがあれば検討していきたいと考えております。



厨房で働く武田さん

～障害者と企業の橋渡し～

試行雇用（トライアル雇用）事業（本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくり）

障害者に関する知識や雇用経験がないことから、障害者雇用をためらっている企業に短期間（原則3カ月）試行的に受け入れていただく制度です。

雇用した企業には雇用奨励金として1人当たり1カ月40,000円が給付されます。

（問い合わせ：ハローワーク）

精神障害者ステップアップ雇用奨励金（職場への適応状況に合わせて時間延長を・・・）

精神障害者は就労可能であっても、当初から週20時間以上勤務は難しい場合があります。

ステップアップ雇用は3ヶ月以上原則12ヶ月以内の期間で原則週10時間以上の勤務からスタートする事で精神障害者等の雇用の安定をめざす制度です。雇用した企業には雇用奨励金として1人当たり1カ月25,000円が給付されます。（問い合わせ：ハローワーク）

*以上の事業、奨励金などのご利用には、要件を満たす必要があります。

詳細はハローワークにお尋ねいただく事になります。

ジョブコーチによる支援

「ぽけっと」の支援員（第1号職場適応援助者）が知的障害者や精神障害者等の職場適応を援助します。通勤時から付き添い、一緒に働きながら、職場での作業や同僚など周囲との関係づくりなども支援いたします。

就職後も、定期的に職場の訪問を行ない、障害者や企業からの相談をお受けいたします。

*ジョブコーチによる支援につきましては、障害者の方、企業の方のご希望があれば特に要件は問いません。面接時などにぽけっとにご相談下さい。

障害者雇用のための助成金

特定求職者雇用開発助成金

障害者（65歳未満）や高齢者等の就職が困難な者を、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を一定期間助成を行います。

ご利用には、支給要件が複数あり、すべてを満たす必要がありますので、詳細はハローワークへお訪ね下さい。

○助成額・助成期間等

週所定労働時間	対象労働者	中小企業			大企業		
		助成期間	支給総額	毎6ヶ月支給額	助成期間	支給総額	毎6ヶ月支給額
30 時間以上	重度または 45 歳以上の身体・知的障害者	2 年	240 万円	60 万円	1 年 6 ヶ月	100 万円	33 万円 (最終は 34 万円)
	精神障害者						
	重度以外または 44 歳以下の身体・知的障害者	1 年 6 ヶ月	135 万円	45 万円	1 年	1 年	25 万円
20 時間以上 30 時間未満	身体・知的・精神障害者	1 年 6 ヶ月	90 万円	30 万円	1 年	30 万円	15 万円

○中小企業の定義

業種	資本金の額・常時雇用する労働者の数
小売業・飲食店	資本金 5,000 万円以下、または労働者 50 人以下
サービス業	資本金 5,000 円以下、または労働者 100 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下、または労働者 100 人以下
その他の業種	資本金 3 億円以下、または労働者 300 人以下

☐ 中小企業の定義は「雇用保険適用事業所」単位となります。（事業所・支店ごとに雇用保険に加入している場合は、上記に該当する「事業所・支店」＝「中小企業」となります）

☐ 資本金の額と労働者の数のいずれかにあてはまれば中小企業となります

障害者雇用にご理解とご協力をお願いいたします。



障害者支援センターぽけっと

TEL : 0465-39-2007 FAX : 0465-36-0030
神奈川県小田原市曾比 1786-1 オークプラザ II
e-mail : sy4s-p@gamma.ocn.ne.jp
HP: <http://www.hataraku-kurasu.jp/>

※ 小田原市障害者職場開拓事業は、国の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を受けて実施されています。